

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、  
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

平成三十年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 （氏 名） 称	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
ゴトウ石油株式会社	尾道市御調町大田三七番一号	平成三〇年九月三〇日